# 災害拠点精神科病院の整備について

#### 〇 概要

- ・ 医政発 0620 第8号、障発 0620 第1号「災害拠点精神科病院の整備について」に基づき災害拠点精神科病院を整備する。
- ・ 災害拠点精神科病院は人口規模、地理的条件、都道府県における精神科医療 の提供体制の実を考慮し必要な数を考慮すること(少なくとも各都道府県内 に1カ所以上を整備すること)。
- ・ 指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得る。
- 指定されたものについては、医療計画に記載する。
- ・ 指定、解除を行った際は、厚生労働省医政局地域医療計画課精神科医療等対 策室に報告する。

## <災害拠点精神科病院とは>

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年7月31日付医政地発0731第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、災害時においても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診察機能を有し、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能を有し、<u>都道府県において災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う精神科医療機関とされている。</u>

## 〇 国の指定要件

(必須)

- 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制がある。
- ・ 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点になる。
- ・ 災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を保有、派遣体制がある。
- ・ 災害発生時に他の精神科医療機関の DPAT を受け入れる体制を整えている (待機場所や対応担当者等)。
- ・ 精神保健福祉法第19条の8、指定病院の基準に適合した<u>精神科指定病院</u>又 は基準を満たす精神科病院。
- ・ 業務継続計画 (BCP) が整備されている。
- ・ 地域の関係機関(精神科医療機関、地域医師会、日本赤十字社等医療関係団体とともに定期的な訓練、災害精神科医療に関する研修の実施。

- 災害時に地域の精神科医療機関への支援を実施する体制がある。
- 病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)
- 診療機能を有する施設は耐震構造がある。
- 自家発電等の保有、必要な電源の確保
- ・ 3日分程度の燃料の確保
- ・ 適切な容量の受水槽の保有
- ・ 災害時診療に必要な水の確保(停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先 的な給水協定)
- ・ 衛星電話の保有
- · EMIS 参加
- ・ EMIS 情報入力の複数担当者の設置と研修・訓練の実施
- ・ 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行品の保有
- ・トリアージ・タッグ
- ・ 食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄。
- ・ 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、災害時に優先的に供給される体制 (地域関係団体・業者との協定締結)
  - ※ 厚生労働省場防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医療品等の供給、管理のための計画」に基づき体制整備すること

#### (望ましい)

- DPAT 先遣隊である
- 災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース→ 体育館等
- ・ ベット等の備蓄
- ・ 病院機能を維持するすべての施設の耐震
- ・ 複数の通信手段の保有
- ・ 近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の情報把握
- 一時集積(避難)所の施設確保
- · DPAT 派遣に必要な緊急車両(携行品の搭載可能な車両)